

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

準備書面(70)

【低線量被ばく問題、内部被ばく問題、セシウム含有不溶性放射性微粒子問題の国賠訴訟における位置づけについて】

平成31年3月15日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一
ほか18名



【目次】

第1	基本的事項の確認	- 2 -
1	低線量被ばくについて	- 2 -
2	内部被ばくについて	- 2 -
3	セシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばく問題	- 3 -
第2	国賠訴訟における上記1～3の問題の位置づけ	- 3 -
1	情報隠蔽の不法行為	- 3 -
2	安定ヨウ素剤の投与指示懈怠の不法行為	- 4 -
3	20ミリシーベルト通知発出の不法行為	- 4 -
4	集団避難措置不行使の不法行為	- 4 -

5	山下俊一アドバイザーの発言問題	- 4 -
第3	セシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばく問題の位置づけ - 5 -	
1	前提認識	- 5 -
2	位置づけ	- 5 -

【本文】

前回の口頭弁論期日において、裁判所から原告らに対し、内部被ばく問題、セシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばく問題の国賠訴訟における位置づけについて求釈明があった。そこで、原告らは、上記求釈明に対し、次のことおり回答する。

第1 基本的事項の確認

求釈明に対する回答に先立ち、基本的な事項を改めて確認する。

1 低線量被ばくについて

(1) ここでいう「低線量被ばく」とは、「低線量外部被ばく」を意味する。内部被ばくの場合は、実効線量（単位はシーベルト）で評価するのは全く不適切である。そのことは、後記「内部被ばくについて」で改めて説明する。

(2) 外部被ばくによる健康リスクはガンマ線が対象である。アルファ線、ベータ線は飛程が短く、外部被ばくにおいては考慮する必要はない。

(3) 低線量外部被ばくであっても、閾値はなく、被ばくした線量に応じた健康リスクがあること、ICRPは、その趣旨の考え方であるLNTモデル論を採用していることは再三主張した。年1ミリシーベルトというのも「我慢値」に過ぎず、LNTモデルに従えば、1ミリシーベルト以下の被ばくであっても、被ばく線量に応じた健康リスクがあり、目的のない無用な被ばくは、これを回避できる限りにおいて、回避しなければならない。

2 内部被ばくについて

(1) 内部被ばくによる健康リスクは、主としてアルファ線、ベータ線が対象になる。

(2) 内部被ばくは、実効線量で評価してはならない。放射性物質が体内に侵入すれば、その周囲の細胞が受ける線量は桁違いに高くなる。これを

全身で平均化して実効線量で評価する I C R P の手法は、内部被ばくによる健康リスクの大幅な過小評価をもたらし、不適切である。したがって、目的のない無用な内部被ばくは、これを回避できる限りにおいて、外部被ばく以上に、極力、回避しなければならない。

3 セシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばく問題

- (1) 福島原発事故で環境中に放出された放射性セシウムは、相当部分が不溶性の微粒子を形成していること、福島原発事故による土壤汚染は、現在では大部分がセシウム 137 によるものであるが、そのセシウム 137 の大部分が不溶性の放射性微粒子の形態で存在していることは既に主張したとおりである。
- (2) アルファ核種を中核とする不溶性放射性微粒子の内部被ばくによる健康リスクは、チェルノブイリ原発事故の例なども踏まえて議論されてきたが、ベータ核種（放射性セシウムもそうである。）を中心とする不溶性放射性微粒子の内部被ばくによる健康リスクは、従前、ほとんど議論されておらず、その危険性の解明は将来の課題となっているが、それだけに、これを無用に内部被ばくした場合の被爆者に及ぼす精神的被害は甚大である。

第2 国賠訴訟における上記 1～3 の問題の位置づけ

被告国及び被告福島県が住民、とりわけ放射線に対する感受性の高い子どもに対して無用な被ばくを可能な限り避けさせる対策をとる職務上の義務の発生根拠は、訴状に記載したとおり、福島原発事故を発生させた加害者責任、憲法第 13 条、第 25 条、社会権規約、子どもの権利条約、原災法、災対法等の規定から導かれる。

1 情報隠蔽の不法行為

- (1) 上記職務上の義務を履行するための具体的行為の一つとして、被告国及び県は、原災法にもとづく緊急事態応急対策である原発事故による放射性物質の拡散状況や拡散の予測に関する情報 (SPEEDI 計算結果を含む)、各地点における空間線量の数値やその意味を、原告ら周辺住民に周知伝達しなければならなかった。特に、この場合、適切な情報がないまでの諸活動による気道、食物、飲料水から内部ひばくの危険は大きく、内部被ばく防護のための適切な情報を示す義務があった。
- (2) 現に、原告ら周辺住民は、防護措置をとる前提となる情報を与えられなかつたために、線量が高かつた時間帯に子どもを長時間戸外に止ませたり、飲食物に注意を払わなかつた等、子どもの内部被ばくを避ける

ための対策をとることができなかつた。

2 安定ヨウ素剤の投与指示懈怠の不法行為

- (1) これについては、原告らは、①不適切な内容の防災指針（被告国）、地域防災計画（被告福島県）を策定し、これを放置していた過失、②不適切な防災指針、地域防災計画を前提としても福島県全域の住民に対して安定ヨウ素剤を投与させるべきだったのに、これを怠った過失（被告両名）を主張している（原告ら準備書面(13)）。
- (2) 国際機関がチェルノブイリ原発事故において被ばくとの因果関係を認めた小児甲状腺がんは、主としてヨウ素131による内部被ばくの症状である。原告らは、被ばくと小児甲状腺がんの発症、その予防措置としての安定ヨウ素剤の投与について、被告らが国際的に認められた措置をとらなかつたことを不法行為として主張しており、一般的な内部被ばくの健康リスク評価についての問題は、直接の関連を持たない。

3 20ミリシーベルト通知発出の不法行為

この問題は、低線量外部被ばくの健康リスク評価問題と直接の関りを持つだけでなく、毎時3.8マイクロシーベルトを基準として校庭を利用させれば、子どもたちの内部被ばくが避けられないから、内部被ばくの健康リスク評価と重大な関りを持つ。

4 集団避難措置不行使の不法行為

子どもたちを集団避難させないで、従前の住居地での生活を続けさせることは、吸気や飲食物からの内部被ばくの回避を困難にさせ、無用な内部被ばくを招来させるから、内部被ばくの健康リスク評価と重大な関りを持つ。

5 山下俊一アドバイザーの発言問題

- (1) 原告準備書面(5)第5で詳述した通り、原発事故直後に福島県の県放射線健康リスク管理アドバイザーに就任した山下俊一長崎大教授の「100%安全です」や「(飯館村で)放射線は心配することはない」といった発言（以下、山下発言という）を聞いた福島県民は「すっかり安心して」放射能に対する警戒心を解いてしまい、その結果、無用な被ばくをする結果となつた。しかも、その被ばくは単に外部被ばくにとどまらず、福島県民に、大気中の放射性微粒子が吸気により体内に侵入し、体内で局所的に高密度の電離作用による甚大な人体の損傷を与える内部

被ばくをもたらした。

(2)とりわけ、以下の発言は、県放射線健康リスク管理アドバイザーとして放射線のリスクに関する情報を正しく伝える職務上の注意義務に違反し、内部被ばくによる生命、健康に甚大な危険性をもたらすもので、その違法性の程度は極めて重大と言わざるを得ない（以下の頁はいずれも原告準備書面（5）である）。

《「いま、いわき市で外で遊んでいいですか」「どんどん遊んでいい」と答えました。福島も同じです。心配することはありません。》（2011年3月21日福島市。39頁③）

《これ（注：マスクをすること）は気休めです。……だから、皆さん、マスク止めましょう。》（同上。41頁最下段の②）

（マスクなしの自転車通勤について）《今の大外に出て2時間半くらい自転車でこいで行って吸っても、大変嬉しいことに、或いは残念なことに、まず男、20歳以上、全く影響ありません。どんどんやって大丈夫です。それはご心配いりません。》（同上。42頁③）

《1ミリシーベルトの放射線を浴びると皆様方の細胞の遺伝子の1個に傷が付きます。簡単！100ミリシーベルト浴びると100個傷が付きます。……1ミリシーベルト浴びた。でも翌日は治ってる。これが人間の身体です。100ミリシーベルト浴びた。99個うまく治した。》（同上。40頁①）

（環境中に放出されている放射性物質の健康影響について）《「その線量は極めて微々たるもので、全く心配が要らない量だ」》、《いまの日本人に放射性降下物の影響は起り得ない》（2011年4月5日日本財団主催の講演。42頁④）

第3 セシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばく問題の位置づけ

1 前提認識

原告らは、被告国及び被告福島県が、福島原発事故直後の時期において、福島第一原発から環境中に放出された放射性セシウムが不溶性微粒子を形成しているとの認識を持ち得たとは認識していない。したがって、この問題は、被告国及び被告福島県の作為、不作為の違法性の判断要素になるとは考えていない。

2 位置づけ

しかし、セシウム含有不溶性放射性微粒子についての調査結果が公表され、その認識が拡がる中で、原告らは、子どもたちがこれらを吸入してしまった可能性があることを知り、子どもたちの今後の健康を懸念し、強い

精神的苦痛を受けています。すなわち、セシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばく問題は、国賠訴訟においては、原告らの精神的苦痛の一要素として位置づけられる。

第4 付言

なお、原告らは、次回口頭弁論期日前には、低線量被ばく問題、内部被ばく問題、セシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばく問題について、従前の多数の準備書面の主張を簡潔に整理する内容の準備書面を提出する予定である。

以上